

# 新オーストリア学派の国家論

越 後 和 典

## はじめに

新オーストリア学派に属する経済学者の中には、ロスバード(Murray N. Rothbard)に代表される無政府資本主義(anarcho-capitalism)の主張者と、無政府主義を激しく批判するミーゼス(Ludwig von Mises)に代表される制限された政府リバタリアニズム(limited government libertarianism)の主張者とが併存している<sup>1)</sup>。本稿は筆者がこの両者の見解のいずれをより高く評価するかを、両者がそれぞれ展開している戦争論を参考にしながら、判定しようとする試みである<sup>2)</sup>。

筆者は1970年代後半このかた現在にいたるまで、新オーストリア学派の市場経済論の研究を続けてきた。この間、上記の両者の国家論に関する見解は、論文や著書を通じて紹介済みである<sup>3)</sup>。しかし対立する両者の見解のいずれに軍配を上げるかについて、筆者は積極的に私見を陳述してきたわけではない。ただし、ロスバードの国家論を取上げた拙稿や、1992年1月の滋賀大学退官記念

1) 両者の対立はネオ・オーストリアンに限らず、リバタリアンに廣く見られる。W. ブロックの下記の最小国家論批判もその一例である。Walter Block, "Libertarian Minimal State? A Critique of the Views of Nozick, Levin, and Rand". E. W. Younkins( ed .) *Philosophers of Capitalism* (Lexington Books 2005) pp. 223-238.

2) 本稿がネオ・オーストリアンとして著名なF.A. ハイエクの所説を取上げなかったのは、彼の国家の役割に関する見解が社会民主主義者のそれに近いと判断したからである。この判断の根拠については、拙稿「新オーストリア学派の公共財理論について」『彦根論叢』第301号、1996年5月を参照されたい。なおこの拙稿は拙著『新オーストリア学派の思想と理論』ミネルヴァ書房2003年に収録した。

3) 拙稿「M.N. ロスバードの国家論」『彦根論叢』第228・229号、1984年11月。本稿は拙著『競争と独占』ミネルヴァ書房1985年に収録した。ミーゼスについては前注2)の拙著に収録した退官記念講義も参照されたい。

講義では、ロスバードの議論に見られる論旨の一貫性を評価しつつも、国家の存在理由を人間のもつ弱点、すなわち不完全な人間性の問題に関連させ説明する姿勢の一端を覗かせている。これでは、筆者の見解がミーゼス説に荷担するものと見做されても致し方ない<sup>4)</sup>。

その後、筆者の両者の説に対する評価は、年を経て固まってきた。そこで昔の拙稿や退官講義での曖昧な姿勢を修正し、筆者の立場を明確にしておく必要があると考えた次第である。これが今回この小論の執筆を企図した理由である。

なおこの小論で、両者の戦争論を取上げたのは、両者の国家論の性格を比較するさいの補助手段として、有効であると考えたからである。

## I

国家論におけるミーゼスの立場は以下の通りである。

① 繁栄と文明の前提条件である分業の下での平和的協業（自由な市場経済）は、強制と強圧の社会装置としての政府を必要とする。もし政府が存在しなければ、暴力・強盗・殺人などの諸悪は防止できない<sup>5)</sup>。

② 諸悪の根源は人間の心と性格の弱さ、すなわち人間の不完全性にあり、これに有効に対処できるのは、政府のみである。この意味で政府は、平和的な社会的協業システムとしての自由な市場経済の維持に、必要かつ有益な制度であるといつてよい<sup>6)</sup>。換言すれば、政府の合法的暴力は、目的達成のために必要な手段、目的達成のために拂うべき費用であるといえる。

③ 次に国家に許される強制と強圧の範囲と程度はどうか。国家と政府は目的でなく手段であるから、強制と強圧が適用される領域と、警察機構によって強行される法律の内容は、選ばれた社会秩序によって規定される。したがってこの問題への解答は、選ばれた社会秩序を効果的に擁護できるか否かが唯一の評価基準となる。ここに選ばれた社会秩序とは、自由社会のそれであり、その基

4) L. v. ミーゼス著、村田稔雄訳『経済科学の根底』日本経済評論社2002年、121～122ページ参照。

5) 同上120～121ページ参照。

6) 同上。

礎は自由な市場経済制度であるから、「政府はその（強制と強圧）範囲を、いわゆる経済的自由の保持に必要な限度にとどめる場合にのみ、自由の保証者であり、自由と両立する」といえる<sup>7)</sup>。

また政府に不可欠の任務は、国内のギャングのみならず、外敵からも社会システムを防衛することであるから、他国を侵略し奴隷化しようとする者たちが多数存在している世界にあっては、徴兵や課税は自由の制限ではない。完全な無条件平和主義者は、侵略者に無条件降伏するに等しい。なお市場経済の円滑な状態を守ることは、政府の本質的な役割であるから、この機能の維持に必要な支出を賄うことを目的とする課税は、個人が自由市場経済を享受する自由と両立するが、この機能を超える政府の活動は干渉主義であり、干渉主義による課税権の行使は自由を侵害するものである<sup>8)</sup>。

④上記の意味でミーゼスが擁護する「制限された政府」は、いかなる方法で実現されるのか。彼はこの問題について、革命や市民戦争によってではなく、民主主義的選挙による説得を通じて、換言すれば、過半数ルールという伝統的方法によって実現されるべきことを主張する。彼は民主主義が、政治を多数者の意志にもとづくものへと、平和裡に修正させる方法であって、革命と内乱を防止する手段となるという。

もちろん彼も過半数原則が、投票者が最も有能で適切な候補者に政権をゆだねることを保証するものではないことを知っている。しかし他のどのような制度も、そのような保証を与えることはできないであろう。もし国民の過半数が不適当な候補者を選んだとしても、民主主義の下では、よりよい候補者を推薦するという救済方法がある。長期的には不人気な政府は存続できないからである、と説明する<sup>9)</sup>。この立場からミーゼスは自由に対する危険の最大のものが、人類の完全な国家を確立しようとするユートピアンからくると説く<sup>10)</sup>。

7) L. v. ミーゼス著、村田稔雄訳『ヒューマン・アクション』春秋社1991年。カッコ内は311ページからの引用。

8) 同上307～308ページ参照。

9) 同上173～177ページ参照。

10) 前注4)117ページ、および Alexander H. Shand, *The Capitalist Alternative* (Wheatshaf Book LTD .1984). p.179参照。

⑤最後に、ミーゼスは無政府主義の欠陥について、次のような指摘をしている。アナキストは仲間の犠牲において特権を享受する者のいない理想社会を、正しい教育によって形成できるので、強制と強圧の機関たる国家や政府は不必要だと信じている。しかしこれは誤りである。第1に、心が偏狭か知力が弱いために、社会生活の諸条件へ自発的に自己を適応させることのできない人がいることを、アナキストは見落している。彼等による社会秩序の破壊は、これを実力行使ないしその威嚇によって防止しなければ、社会は存続できない。「第2に、幼児・老人・狂人等の問題が残る」。彼等には社会秩序の維持のために保護・監督が必要であり、これを放置することは許されない、と<sup>11)</sup>。

## II

次に、ミーゼスの戦争論を取上げよう。いうまでもなく、戦争は武力の行使による最も尖鋭な国家間の衝突の形態である。彼は市場社会の枠組の内部で発達する状況が、そうした衝突の原因ではなく、「ビジネス、貿易と移民障壁、外国人労働者・外国製品および外国資本に対する諸政府の干渉」がその原因であるという<sup>12)</sup>。すなわち戦争は自由な市場経済によってではなく、それを妨害する干渉主義政策の産物であるというのが、ミーゼスの基本的な立場と考えられる。

彼は上記の立場をより具体的に次のように説明している。

〔I〕①生産手段の私有が完全に実現されている世界。②資本・労働・商品の移動を妨げるような制度のない世界。③法律・裁判所および行政官は、その土地の人であろうと、外国人であろうと、個人やその集団を差別しない世界。④各国の政府が個人の生命・健康および財産を、暴力や欺瞞による侵害から守る任務にのみ専念している状態。このような世界では、自分をより豊かにすると思われる仕事を追求するのを妨げる者はいないし、自国の領土を拡張しても誰の利得にもならないから、他国の征服は引き合わず、戦争は起らない<sup>13)</sup>。

11) 前注7) 172～173ページ参照。カッコ内は172ページからの引用。

12) 同上689～690ページ参照。カッコ内は690ページからの引用。

上記の①②③④をミーゼスは「市場経済の原則」<sup>14)</sup>と呼び、戦争がこの原則を守らない政府主権によって引き起されると主張する<sup>15)</sup>。

〔Ⅱ〕以上の見解に立脚して、彼は国際間の平和維持の条件を以下のように指摘する。

①平和が永続するのに必要なのは、「市場経済の原則」が普遍的に受け入れられ、〔Ⅰ〕の②③④のような世界が実現することである。

②国家主権を廃止する必要はない。もし国家主権の廃止といった冒険を試るならば、果てしない戦争が起るであろう。

③「市場経済の原則」が受容されるのに必要なのは、経済ナショナリズム、すなわち保護主義や干渉主義のようなイデオロギーを変更させ、妨害されない市場経済では、諸国民の利益が増進することを教えることである、と説く<sup>16)</sup>。

〔Ⅲ〕ミーゼスはその名著『ヒューマン・アクション』の第34章を、「戦争の経済学」と題し、現代戦の特徴を以下のように詳述している。

①現代の戦争は総力戦であり、資本主義（市場経済）とは両立しない。政府が資本主義を破壊用具の生産に向わしめるならば、資本主義の能率と民間企業の独創力は、あらゆるものを破壊できるほどの強力な武器を生産するだろうからである。戦争と資本主義を両立できなくさせるのは、資本主義的生産のこの比較なき能率である<sup>17)</sup>。

②ミーゼスはまた戦争による国際貿易・国際分業の破壊の負の効果を次のように述べる。国際分業を絶たれた交戦国は、自給自足を強いられ、代用品の生産を促進せねばならない。しかるに、代用品は品質劣悪で戦力や戦意を低下させる危険性を伴う。さらに、代用品の高い生産費は、稀少資源の浪費をもたらし、作戦遂行に必要な財の供給を低下させる。両大戦でのドイツの敗戦は、ドイツが英国諸島からの世界市場への接近を遮断することに失敗したのに、ドイ

13) 同上690～691ページ参照。

14) 同上691ページ。

15) 同上参照。

16) 同上689～693ページ、および827～829ページ参照。

17) 同上832ページ参照。

ツ自身は国際分業が不可能であった、という国際分業の状況によって決まると説く<sup>18)</sup>。これは戦争の原因を「市場経済の原則」の阻害に求めるミーゼスらしい説明といってよい。「市場経済の原則」は戦争の原因とともに、戦争の結果をも説明する要素だからである。

③最後に、ミーゼスは国家の干渉主義が経済ナショナリズムを生み、経済ナショナリズムが好戦心を生むこと、さらに現代戦は無差別的に無辜の人々を殺傷し、中立国の権利を無視することを強調する。しかし、戦争という悪の根源は武器ではない。科学者は原子爆弾を防ぐ方法を発見するだろうが、これによって事態を変えることができず、文明の破壊を短期間先き延ばしすることだけである。平和を維持するには、戦争を生む政府万能のイデオロギーを放棄することが必要である、と結論する<sup>19)</sup>。

### III

Iで述べたミーゼスの国家論を、無政府主義者のロスバードは鋭く批判するが、彼自身の国家論の内容はすでに紹介済みであるので、この小論では、彼のミーゼス型の「制限された政府」論批判の骨子だけを述べることにする。

①「制限された政府」論の欠陥として、ロスバードが指摘するのは、この説には「国家と政府を制限されたままに維持する制度的メカニズムが存在しない」ことである。すなわち、暴力の独占がひとたび正統性を付与されたならば、その強制権力が制限を越えて拡張・濫用されることは、「歴史を通じた国家の血みどろの記録がこれを物語っている。」「権力は腐敗する」というのである<sup>20)</sup>。たしかに、ミーゼスの主張する「制限された政府」が干渉主義（福祉国家）、さらには全体主義（社会主義国家）へと変質した歴史は、ロスバードの指摘の正しさを立証しているように思われる。

②「制限された政府」是認の議論には、国家は中立的で公平であると考え

18) 同上832～834ページ参照。

19) 同上834～836ページ参照。

20) マリー・ロスバード著・森村進・森村たまき・鳥澤円訳『自由の倫理学』勁草書房2003年。カッコ内はいずれも208ページからの引用。

理想論が前提されているが、ロスバードはこの前提そのものに重大な矛盾が内在しているという。それは課税の存在そのものが、国家の中立性・公平性のあらゆる可能性を否定しているからである。すなわち、課税によって必ず純納税者（net tax-payer）と純税消費者（net tax-consumer）という競合する二つの階級が生じる。しかもこの両者の不公平と格差は、政府の財政活動の規模拡大とともに拡大するという<sup>21)</sup>。

ミーゼスは前述のように、干渉主義のための課税は自由を侵害するが、市場経済の円滑な進展を暴力等から擁護する政府本来の機能を賄うための課税は、自由と両立するという。しかしロスバードは、どのような課税でも中立的なものではなく、必ず純納税者と純税消費者を生じるから、市場経済を基礎とする「制限された政府」の下でも強制が存在すること、すなわち自由の侵害が発生するという。

③ミーゼスが市場経済の正常な運行のためには、強制と強圧の組織たる国家と政府が必要であると説くとき、その強制と強圧とは、国家による法の創造と発展を意味すると解してよいが、ロスバードによれば、この法の大部分は国家によってではなく、非国家的な諸制度から発生したものであり、ミーゼス説は歴史的事実に反するという<sup>22)</sup>。なおこの点について、筆者は以前に拙稿で詳論している。

④ロスバードは、国家は法の創造と発展にとって不必要であるばかりか、国家自体が私人の財産権の侵害者であるから、法創造者としての資格を欠くと説く。彼はバーネット（Randy Barnett）の説を引用し、国家に固く本質的な二つの特徴は、課税権力と防衛の強制的独占権であるという。しかし国家は課税権力を行使することによって、被治者のために制定した法律を自ら侵害している。すなわち、市民は他者からその所有物を奪ってはならないと法律で規定しているが、国家は課税権を通じてこのことを「正統性をもって」行っている。だから国家自体がその制定した法律に反する違法なシステムではないか、とい

21) 同上208～210ページ参照。

22) 同上210ページ参照。

う<sup>23)</sup>。

⑤ ロスパードは「制限された政府」論が、サービスをどれだけ供給し、いくら課税すべきか、それらをどのように決定するのか、という問題に関する理論を欠いているという。自由な市場経済においては、各人が供給を受けるべき財・サービスの種類と量、および質に関する決定が、それぞれの個人の自発的購入を通じて行われる。しかし決定が政府によってなされるとき、いかなる規準が適用されるのか、その答は皆無である。つまり政府決定は純粋に恣意的なものでしかない。また説得力のある租税理論もない。たとえば、一般に採用されている「担税力」説は、「持ち逃げできる限りたくさんの略奪品を犠牲者から取上げる追剥の哲学」にすぎない<sup>24)</sup>。

さらに「制限された政府」論には、国家の規模に関する理論も存在しない。たとえば、国の一地域が国から、個人が国の一地域から、それぞれ離脱して、個人が私的防衛代行機関と契約を結び、自己の身体や私有財産の安全確保をはかることを、果して「制限された政府」は許すであろうか。もし許すとすれば国家は崩壊することになるが、許さないとすれば何故であろうか、と問い詰める<sup>25)</sup>。

⑥ I の④でミーゼスの説く民主主義の過半数ルールという方法で、「制限された政府」は果して実現可能であろうか。ロスパードの解答はいうまでもなく否である。そもそも、無政府資本主義論者の多くは、投票等の政治活動に従事することを不道德であると主張する。その理由として、そのような国家活動に参加することは、国家機関それ自体に彼の道徳的是認を与えることになるからだという。しかしロスパードのいうには、国家による強制という環境下においては、投票は国家存在への自発的同意を含意しない。もし国家がたとえ限定的なものであれ、間欠的な(periodic)支配者選択を我々に許すならば、国家権力を削減したり除去したりしようとする試みのために、この投票権を利用する

23) 同上212～213ページ参照。

24) 同上213～216ページ参照。カッコ内は214ページからの引用。

25) 同上214～215ページ参照。

ことは、不道徳とは見做されないだろう、と釈明している<sup>26)</sup>。

ロスバードは後述する無政府資本主義実現の戦略の立場から、この程度にしか多数決ルールによる民主主義を評価していない。筆者も民主主義的ルールの適用で、「制限された政府」が容易に実現するとは考えていない<sup>27)</sup>。

⑦最後に、Iの⑤でミーゼスが述べた無政府主義批判もまた説得力を欠く。社会生活の諸条件へ自己を適応させることができないために、社会秩序をみだす人間が存在すること、また無能力な幼児・老人、社会生活に不都合な身体障害者が存在することは、体制の如何を問わず、いつの時代にも見受けられる。市民の生産活動に寄生する反社会的・犯罪者の集団たる国家が存在しなくても、上記のような人間に適切に対処して、自由な諸個人による社会を形成し、その秩序を維持することは十分に可能である。国家を必要とすると通常考えられているサービスは、どれも「私人によって、はるかに効率的に、そして確実に道徳的に供給されうるし、また供給されてきたのである。国家は決して人間の本性によって必要とされることはない。全くその反対である」、ロスバードはこのように論断する<sup>28)</sup>。

#### IV

戦争に関するロスバードの所説を要約すれば以下の通りである。

①戦争は国家間の武力紛争であるから、国家の存在しない世界には戦争自体が起りえない。もちろん、この世界でも他人の身体や財産を侵害する者は存在するだろう。この場合、そうした行爲に対してはリバタリアンの道徳原理によって、犯罪として処置されることになる。こうした他者からの攻撃的暴力の被害者たる個人と、その個人に備われた民間の保護代行機関が、この侵害を撃退するために行使する暴力行爲は正当性を有する。ただしその正当性を有する行爲とは、他者の攻撃的暴力に対し自らの身体と財産を防衛することに、厳しく限

26) 同上221～222ページ参照。

27) 国家と社会を同一視したり、政府が個人の真の代表ないし代理人であるとする議論の虚構性について、筆者は前注3)の拙稿で指摘した。

28) 前注20) 223ページ参照。カッコ内は同ページからの引用。

定されたものでなければならない。すなわち、過剰防衛はもちろんのこと、その防衛的暴力の行使によって、無辜の第三者の身体や財産を侵害することは許されず、それは犯罪行為である。これがロスバードのようなりバタリアンの基本的ルールと考えられる<sup>29)</sup>。

国家の存在を前提とした場合にも、上記のロスバードの基本的ルールは、ほぼ同一であると考えてよい。彼は次のように述べる。「戦争は正当な防衛戦であっても、暴力行使の対象が個々の犯罪者そのものだけに厳しく限定されている場合にのみ適正といえる。歴史上の戦争や紛争のうち、いったいどれほどがこの規準に合致していたか、我々自身で判定できよう<sup>30)</sup>。

②ロスバードは第1に、上記の規準に照して大量破壊兵器（核・ロケット・細菌等）による現代の戦争が、すべて正当化の余地のない人間の犯しうる最悪の犯罪であると断言する。弓矢やライフル銃をもって戦う昔の戦争の場合には、その意志さえあれば、本当の犯罪者を正確に狙うことができるのに対し、大量破壊兵器を使用する現代の戦争では、それが不可能であり、無辜の人々への侵害を避けることができないからである。「核戦争は個人が犯罪的な攻撃から自己を防衛するためのものであってさえ、全く正当性を有しない。まして国家間の核戦争など何をか言わんやである！」<sup>31)</sup>。

第2に、戦争の犯罪性は使用される武器の性格に由来するものだけではない。同様に重要なことは、どの国家もその国民への課税によって存立しているのであるから、他国に対するいかなる戦争も、当該国の人々に対する課税という侵害の増大および拡張を伴うことになる<sup>32)</sup>。この論理は戦争が納税者への侵害を通じてしか遂行しえない以上、現代戦にかぎらず、いかなる戦争についても適用できる。

周知のように、政治学の分野では、「聖戦」や「正戦」に関する議論が見ら

29) 同上224～226ページ参照。

30) 同上226ページからの引用。

31) 同上227～230ページ参照。カッコ内は228ページからの引用。ロスバードのこの叙述に照らせば、広島・長崎へのアメリカの原爆投下の犯罪性は自明のことといえる。

32) 同上229～230ページ参照。

れる。たとえば、A国の市民をB国の侵害から防衛するのは、A国政府の国民に対する義務であるから、A国のB国に対する防衛戦争は「正戦」であるといった類の議論がこれである。こうした議論は、上述のロスバード説に照せば、余りにも粗雑であり全くの空論に等しいと評してよい。

第3に、以上のロスバードの戦争についての否定的評価は、一国内部での武力紛争の評価とは異なることに注意すべきである。領土内で公然の紛争が発生するのは、革命の場合であるが、革命集団もこれと戦う政府も、ともに大量破壊兵器を使用すれば、「双方は相手に向けた武器で自らも吹き飛ばしかねない」から、革命家は標的を絞り、旧兵器で戦うことになり、無辜の人々への侵害を避けることができる。さらに革命は税金ではなく自発的な拠出を資金とし、戦闘員も自発的な参加者であること等から、国家間の戦争とは異なり、正当視されるケースがありうるという<sup>33)</sup>。

③上記①の通り、核兵器が存在するかぎり国家には他国に対する正当な防衛機能を果す能力がないといわねばならないが、このような状況下で、リバタリアンの果すべき役割は何であろうか。ロスバードは次のような対処の方針を示している。第1に、紛争の種類や原因の如何を問わず、他国に戦争を仕掛けないよう国家に圧力をかけること。次に萬一戦争が勃発したら、物理的に能うる限り迅速に和平を求め、停戦と和平協定を交渉するよう国家に圧力をかけることだという<sup>34)</sup>。また「どちら側の文民をも傷つけないようにし、持続する戦争の範囲を縮小するよう、あらゆる国家に圧力をかけること」が必要だともいう<sup>35)</sup>。さらに、戦争当事国以外の国およびその国民が侵害を受けないよう戦争当事国を説得するという方針をも示している<sup>36)</sup>。

④以上のような戦争観と対処方針の必然的歸結として、ロスバードは国家による対外援助を嚴重に控えることの必要性を指摘する。その理由として、国家Aから国家Bへの支援は、A国の人々の課税の増大という侵害を伴い、国家B

33) 同上229～231ページ参照。カッコ内は228ページからの引用。

34) 同上231ページ参照。

35) 同上。カッコ内は232ページからの引用。

36) 同上参照。

による自国民の抑圧を助長するからであるという<sup>37)</sup>。

⑤ロスバードはまたリバタリアンの法理論を帝国主義の問題に適用して、次のように論じる「帝国主義はB国の人々に対する国家Aによる侵略と、それに続くこの外国支配の維持と定義されよう。『Bの人々によるAの帝国主義支配に対する革命は、……革命の戦火が支配者だけに向けられるならば、確実に正統性を有する』と<sup>38)</sup>。筆者はここにロスバードのゆるぎなき反帝国主義の姿勢を見る。

## V

上述Ⅱのミーゼスの戦争論は「市場経済の原則」の阻害に戦争の原因を求め、その防止に必要な手段を講じたものである。これに対しⅣで解説したロスバードの議論は、戦争が犯罪行為であるという価値判断と、無政府主義者としての対応を論じたものといえよう。ミーゼスは主として戦争の原因論を、ロスバードは戦争に対する価値判断を示したと要約できる。両者の問題意識と論点はこのように相違しているので、その優劣の単純な比較は困難である。しかし次の点は指摘できる。

〔Ⅰ〕まずミーゼス説について述べる。

①自国を他国からの侵略から防衛することは、「制限された政府」論の主張者には、伝統的に政府の基本的役割と考えられてきた。しかしロスバード的視点からは、「制限された政府」自体が暴力機構である上に、自国の防衛のための徴兵や課税の強化によって、その国の人々の身体と財産への侵害が増大することになる。これはミーゼス型の「制限された政府」論に立脚した戦争論の孕む矛盾であろう。

②ミーゼスのより根本的な弱点は、彼が反戦論ないし戦争無用論を説く場合に、倫理的規準ないし客観的な道徳的規準を明確にしていないことである。ロスバードは次のようにミーゼスを批判している。「レッセ・フェールは調和と

37) 同上232～233ページ参照。

38) 同上。カッコ内は233ページからの引用。

繁栄と豊かさをもたらすが、政府介入は紛争と貧窮化をもたらすことを、プラクシオロジー（praxeology）が実際に証明できても、これらのことが彼らの唯一の目標や価値観であるとはいえない<sup>39)</sup>。たとえば、自由市場で達成される以上の所得の平等を選好する者もおれば、権力奪取のため、人々の貧窮化と社会秩序の混乱を望む者も皆無ではないであろう。

ミーゼスは戦争を自明の悪とし、これを防止するために干渉主義や政府萬能のイデオロギーの放棄の必要を論じているが、さまざまな価値観を抱く人々の間では、いささか説得力を欠く。その理由は何故に戦争が悪であるかという基本的な判断規準を明確にしていないからである。このような弱点はロスバードの指摘するように、ミーゼスの功利主義的自由主義者としての限界を示すものといえるかもしれない<sup>40)</sup>。

③さらに注意すべきは、ミーゼスの論理からは、戦争防止の可能性が保証されないことである。彼は戦争の原因が「市場経済の原則」の阻害にあるという。この原則を説いた前記Ⅱ〔Ⅰ〕の④は、「制限された政府」の維持と解してよいが、ロスバードの指摘するように、政府を制限されたままで維持する制度的メカニズムは存在しない。したがって、「市場経済の原則」が守られる保証もない。このことは、戦争防止を彼の論理から導き出すことができないことを意味する。彼は戦争という悪の根源が武器ではなく、政府萬能のイデオロギーであるというが、戦争防止の論理の欠落をイデオロギーの強調で補うことはできないであろう。

〔Ⅱ〕次にロスバードの戦争論はどうか。

①彼は経済学と功利主義を超えて、自由という最も重要な価値を主張する客観的倫理を確立し、これにもとづいて戦争の犯罪性を鋭く衝いている。その論旨の一貫性は評価されてよい。

②ロスバードの戦争論にも弱点はある。それは国家の存在しない状態で、防

39) 同上。カッコ内は250ページからの引用。

40) 224～255ページ参照。なお以下も参照。M. N. Rothbard, "Praxeology, Value Judgement, and Public Policy", Edwin G. Dolan (ed.) *The Foundation of Modern Austrian Economics* (Sheed & Ward, Inc. 1976). pp 89 111.

衛を提供する私的制度を構築・発展させるという問題に、説得的な提案をしていないことである。成程、彼は前記Ⅳの③のような具体的な対応策を説いているが、それらは侵略国家からの攻撃に対する防衛策というには、甚だ不十分である。思うに、この問題はD・フリードマン(David Friedman)もいうように、「困難な問題」<sup>41)</sup>であり、暫く解答を留保するほかあるまい。

③ロスバードが政府による対外援助を批判したこと、また帝国主義国家に向けられた被支配国の人々の革命運動の正当性を是認したことは、現代の先進国政府による対外援助、帝国主義的侵略にさらされている諸国での内戦等を考察するさい参考になるであろう。

## Ⅵ

本稿執筆の目的にたち帰り、私見を要約する。

①ミーゼスの「制限された政府」論の欠陥については、本稿Ⅲでのロスバードの批判につくされており、これに追加する必要を感じない。

②ロスバードの無政府主義論については、実現可能性に乏しい空想にすぎないとする批判が予想される。筆者はロスバード説がたんなる空想でも、理想論でもないとし、その理由をすでに拙稿で述べている。ここでは重複する説明を省略し、ロスバードには積極的な無政府社会実現に向けての戦略論があることを説明しておきたい。

ロスバードは自然法と自然権理論にもとづき、自由こそが最高の政治的目的であり、リバタリアンはそれを最も効果的な手段によって追求せねばならぬと説く。そのためには、第1に、リバタリアンは廃止主義者(abolitionist)として、「ボタン押し」規準(“button-pushing” criterion)による自由の侵害の即時廃止という目標を常に堅持せねばならない。このことは、非現実的でもユートピ

41) デイヴィッド・フリードマン著、森村進・関良徳・高津融男・橋本祐子訳『自由のためのメカニズム』勁草書房2003年、171～182ページ参照。D・フリードマンは、ロスバードと同じ立場の無政府主義者として、国防機関が課税によらずに国防に十分な資金を調達できる方途を種々検討しているが、確実に実現できる方途を提示したわけではない。彼が「困難な問題」という所以である。

ア的でもない。貧困の絶滅といったゴールと違って、このゴールの実現は人の意志に完全に依據しているからだという<sup>42)</sup>。

第2に、その戦術は目的自体を掘り崩すようないかなる手段をも含んではない、という原則にもとづき、ここから考える種々なケースにつき、戦術上の注意を促している<sup>43)</sup>。

第3に、長期的な視点から世界を見れば、イデオロギーが重要であり、リバタリアニズムを説得する教育が自由の勝利のための必要条件になると説く。この見地からロスバードは、リバタリアン運動が 左翼陣営で使用される用語に 倣えば 右翼日和見主義と左翼セクト主義を排しつつ、精力的に推進される必要があるという<sup>44)</sup>。

第4に、ロスバードはリバタリアン運動の勝利を次のように予想する。産業経済の発展、自由市場のネット・ワークの拡大という経済状況と、社会主義国家・企業国家・福祉国家等の様々な形態の国家主義がすべて試され、失敗に帰したという歴史的事実から、自由の勝利のための客観的条件は成熟しつつあり、上記第3で述べたリバタリアン運動も、近年急速な進展を見せているという主観的条件と相まって、自由への見通しは明るい結論している<sup>45)</sup>。

③ロスバードの楽観的な議論と展望に比べて、ミーゼスの所説と展望は暗い、というよりもむしろ絶望的である。彼は合法的暴力機関たる国家は、たとえそれが不完全なものであっても 不完全な人間のつくるいかなる政治体制も欠陥を免れないと彼はいう、人間社会にあっては不可欠である。すなわちミーゼスによれば、人間性が変らない限り、人類が永遠に国家という暴力機構から解放されることはありえない、ということになる。

ロスバード説とミーゼス説のいずれを選択するか。筆者自身の解答はここで改めて提示するまでもない。

---

42) 前注20) 305～308ページ参照。

43) 同上308～313ページ参照。

44) 同上313～317ページ参照。

45) 同上317～326ページ参照。

## おわりに

筆者がロスバードの国家論を『彦根論叢』で発表した1980年代中頃には、日本では無政府資本主義論の研究者はいうに及ばず、リバタリアニズムの研究者自体の絶対数が少なかった。しかし現在はどうであろうか。筆者の年齢から見れば、子供や孫の世代に属する新進氣鋭の研究者が輩出している。彼等による無政府資本主義論を含むリバタリアニズム関係の重要な外国文献の翻訳書や、すぐれた研究成果を盛り込んだ著書を、筆者は瞠目しつつ熟読している次第である<sup>46)</sup>。

この学界に生じた変化は、明日の日本でリバタリアニズムが多くの人々に支持される予兆であり、自由社会実現への主体的条件がこうした若い指導者たちによって、徐々に醸成されつつあることを物語るものといえよう。近年の政府の規制緩和政策や公団の民営化等も、それが額面通り「小さな政府」を志向するものであれば、自由社会実現への第一歩として評価すべきであろう<sup>47)</sup>。

46) 一例を挙げると、ロバート・ノージック『アナーキ・国家・ユートピア』を翻訳した嶋津格氏やビュール・ルミュー『自由主義から無政府資本主義へ』の邦訳者渡部茂氏。またA・H・シャンド『自由市場の道徳性』を翻訳した中村秀一・池上修の両氏等をはじめ、彼等と同世代または彼等よりも若い氣鋭の研究者として、筆者が上記の諸氏と同様に著書を通じて姓名を知っている森村進氏や同氏編『リバタリアニズム読本』に執筆者として参加した諸氏。尾近裕幸・橋本努の両氏やこの両氏編『オーストリア学派の経済学』に寄稿した諸氏。最近ではウォルター・ブロック『擁護できないものを擁護する』を解説・翻訳し『不道徳教育』の題名で上梓した橋玲氏。『リバタリアン宣言』を上梓した蔵研也氏。『ドル覇権の崩壊』を上梓した副島隆彦氏(同氏はリバタリアンを自任し、多くの著書を刊行している)等である。もちろん寡聞の筆者が存知しないこの分野の優秀な若手の研究者は少なくないであろう。筆者は上記の橋氏と蔵氏の力作を日本経済新聞社在勤の木村貴氏から教えられたが、学界人以外にも木村氏のような、リバタリアニズムに通暁した研究者の存在が予想される。

47) 近年の日本政府のこうした政策が市場原理主義に基くものとされ、批判に晒されていることも事実である。たとえば、内橋克人『悪夢のサイクル』を参照。また市場原理主義とそれに基く政策が、「日米構造協議」やその後の「年次改革要望書」を通じ、アメリカ政府が日本政府に押しつけた思想と政策であるとし、その弊害を指彈する論者も存在する。たとえば、吉川元忠・関岡英之『国富消尽』、関岡英之『拒否できない日本』を参照。歴代の日本政府の規制緩和路線の評価は、論者によって極端に相違している。日本政府の政策が自由社会実現への第一歩などではなく、アメリカの帝国主義政策の一環として論じられるべき性質のものであるとする議論にも、それなりの論拠はある。経済のグローバル化の問題とともに、他日稿を改めて論じたい。

自由への客観的条件については、筆者としてはとくに近年の経済のグローバル化の進展に注目したい。この経済の潮流をリバタリアニズムの立場から、どのように評価するかの問題は、数年来の筆者の研究テーマの一つであるが、まだ研究の成果を公表するにいたっていない。この問題についても、識者とりわけ若い世代の学究たちの研究成果に期待するところは頗る大きい。